

旧簡易水道事業等の経営に関する研究会資料



令和2年2月19日

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

平成19年度に実施した簡易水道に対する補助制度の見直し概要

簡易水道事業とは

簡易水道事業・・・給水人口が5,000人以下の水道事業

※全国の簡易水道事業数

平成18年度時点では7,630事業(統合を進めてきた結果、平成29年度時点では3,561事業)

補助制度見直しの経緯

- ▶ 低料金を維持する一方、一般会計繰入や国庫補助に依存しているケースもある
- ▶ 地方公営企業化(上水道化)が進んでおらず、国庫補助等に依存する仕組みになっている
- ▶ 簡易水道事業の経営の効率化・健全化、経営基盤の強化等を図るため、平成19年度から平成28年度までの10年間、期間を区切って簡易水道の統合を推進

制度改正

見直しの概要

経営基盤が脆弱な簡易水道に対する支援制度を維持しつつ、簡易水道の統合を促進するため、簡易水道事業の統合の推進及び高料金対策への重点化等に資する様に補助制度を見直し

- ① 統合すべきにもかかわらず統合しない簡易水道には補助を行わない
※平成21年度までに統合又は統合計画を示した事業に限り、**平成28年度までは補助対象**とする(令和元年度まで延長)
- ② 統合後の上水道の経営を圧迫する恐れのある旧簡易水道の整備事業については引き続き補助対象とする
※統合により上水道に取り込まれた簡易水道の改良・更新事業について、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するもので、**①当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ②当該施設の有収水量あたりの事業費が平均以上**の事業は平成29年度以降も補助対象とする。
- ③ 統合を要しない簡易水道事業(近隣に他の水道事業がなく、会計が独立しているもの)であっても、経営条件が良好であるものや料金設定が不適切なものには補助を行わない

簡易水道に対する国庫補助制度の見直しについて

上水道と統合前 (平成18年度以前)

【補助対象】

- 全ての簡易水道(市町村営に限る)

※平成19年度以降は平成28年度まで(注1)に
同一市町村内の水道事業と事業統合(注2)
することを条件に従前の補助を継続。

(注1)一部の事業については令和元年度まで延長。

(注2)他の水道事業の給水区域から10 Km以上離れて
いるなど一定の条件に該当するものを除く。

上水道と統合後 (平成29年度以降)

【補助対象】

- 統合後の上水道の経営を圧迫する恐れのある(注1)旧簡易水道施設(注2)の整備

(注1)当該上水道事業の資本単価が全国平均以上であり、
旧簡易水道施設の整備に要する事業費用が平均以上
である場合。

(注2)他の水道施設から原則として200m以上の距離を有
するものに限り。

(参考)上水道事業の補助制度

- 水道水源開発施設整備費補助

- ・ダムや導水路の整備事業
- ・高度浄水施設等の整備事業
- ・水道施設の停電・浸水災害・土砂災害対策

- 生活基盤施設耐震化等交付金

- ・水道施設の給水拠点確保のための施設整備
- ・水道施設・管路の耐震化を行う事業
- ・水道事業の広域化のための施設整備事業

等

(交付要件)

- ・資本単価が90円/m³以上
- ・水道料金が全国平均以上 等

事業名	事業概要
水道未普及地域解消事業	水道未普及地域における簡易水道施設等の整備事業
簡易水道再編推進事業	簡易水道施設等の統合整備を行う事業
生活基盤近代化事業	老朽化した簡易水道施設等の増補・改良事業及び水量を拡張する事業

補助率

国： 1/4、1/3、4/10、1/2(離島・奄美地域)

※ 地方公共団体の財政力指数、事業内容によって補助率は異なる